

船主	船名	月日	解 決 條 項
五光商會	天光丸	四月二十日	原則として乗組員は引継ぎ乗船せしむる事、引継ぎ乗船する者には動機年限に應じて最低各自半ヶ月分、最高各自一ヶ月分の手當支給、下船者には二ヶ年未満一ヶ月分、三ヶ年未満二ヶ月分、四ヶ年未満一ヶ月半分、五ヶ年未満一ヶ月四分、六ヶ年未満一ヶ月二分、七ヶ年未満一ヶ月一分を支給す。
阿波共同	第大共同丸	六月二十日	一ヶ年未満一ヶ月四分、二ヶ年未満一ヶ月二分、三ヶ年未満一ヶ月一分、四ヶ年未満一ヶ月四分の三分、以上一ヶ年を増す毎に四分の増額を支給す。
栗林商船	神祐丸	六月二十日	乗船の先取特権を與ふ。一ヶ年未満一ヶ月分、一ヶ年を増す毎に四分の増額、但し一ヶ月外に酒肴料として金一封支給。
清水合資	孟買丸	十月四日	各一ヶ月分支給
東和汽船	東和丸	五月廿七日	一ヶ年迄一ヶ月分、一年を増す毎に四分の増額、五年以上の者には金一封として給料の八分の一を支給外に一人當り五圓、旅費三十一圓支給、一ヶ年迄一ヶ月と四分の一分、以上一ヶ年を増す毎に四分の一分増加、旅費三十圓支給
島谷汽船	長成丸	五月廿七日	三ヶ年上二ヶ月分、四年以上二ヶ月四分の一分、六年以上三ヶ月分、八年以上三ヶ月半分支給、乗船優先権を與ふ。
朝鮮郵船	咸鏡丸	五月廿三日	全員に給料の一ヶ月分、下船者には動機手當五ヶ月分支給、更に水、火、司長、大工、舵夫、油差、四ヶ月後、尚乗船出来ぬときは外に一ヶ月分支給、其他は三ヶ月後、尙乗船出来ぬときは一ヶ月分支給、歸國旅費支給、希望者は任意殘留する事を得
國際汽船	吳山丸	三月廿八日	同上

○遭難手當に関する交渉

船主	船名	月日	解 決 條 項
栗林商船	大連丸	五月十六日	流失品手當及失業手當を海事協同會規定通り支給、雇入地迄の旅費、及に乗船の優先権を附與す。
藤村篤治	白神丸	六月一日	失業手當として一ヶ月と二ヶ月分、流失品保償手當として全員に對して四百圓、旅費各自雇入地迄外に旅費、小荷物料等支給

佐藤商會	大日丸	七月廿四日	失業手當として四ヶ月分、旅費二十圓支給
高橋文治	福陽丸	九月一日	船主支拂不能の狀態にあり失業手當二ヶ月分及雇入地迄の旅費支給
新越汽船	新越丸	七月十一日	失業手當として三ヶ月分流失品は各自所有品別調査の上新品評價により支給す
三寶汽船	龍神丸	七月十一日	失業手當一ヶ月半分、流失品手當三ヶ月分、旅費費實、臺灣より門司迄の間給料支給
泰運汽船	福丸	七月廿一日	前月の不抽給料及十一月二十一日迄の給料及失業手當二ヶ月分支給、流失品なき故流失品手當なし、旅費十五圓支給
島谷汽船	須磨丸	七月十七日	失業手當二ヶ月分洗濯料として五十圓、旅費十六圓支給
中外汽船	玉穂丸	七月十四日	失業手當二ヶ月分、流失品手當三ヶ月分、旅費各十五圓支給
成宮汽船	興和丸	七月廿八日	失業手當二ヶ月分、旅費各自十五圓支給
三寶汽船	高砂丸	三月十日	流失品手當三ヶ月分失業手當二ヶ月分旅費各十二圓支給

○緊船解散手當に関する交渉

船主	船名	日 時	解 決 條 件
日盛海運	ガロン號	四月廿五日	理山 解散 乗船一ヶ年未満一ヶ月四分の一分、以上一ヶ年増す毎に四分の一分増加、旅費十圓、外に金一封として七十五圓支給
笠原商事	越後丸	五月十三日	同上
町田汽船	瑞鳳丸	六月九日	下船手當として一ヶ月分、全部支那人なる故青島迄の旅費支給
藤山海運	東照丸	六月九日	一ヶ年未満一ヶ月四分、一ヶ年以上二ヶ年迄一ヶ月半分、二ヶ年以上三ヶ年迄一ヶ月四分の三分、三ヶ年以上二ヶ月分、新會社創立當時より乗船せるもの二ヶ月半分